

■しあわせな地域づくり事業を申請される皆様へ

【申請書記入の前に必ずお読みください】

- 今回申請される『しあわせな地域づくり事業』の活動費は、市民の皆様からご協力いただいた「歳末たすけあい募金」の配分金が財源となっております。
「歳末たすけあい募金」を財源とした事業実施については、「年度内に交付金（配分額）を全額使い切る」ということが条件とされているため、**交付決定された活動費の繰越はできません**のでご注意願います。
- この交付金は、貴会の事業運営にあたり、申請された事業を円滑に進めるための活動助成です。
したがって、収支予算書の作成にあたり、優先経費として計上するのは
 - ①会費・参加費
 - ②他団体からの助成金からなる自己資金経費とし、自己資金で事業費が不足する場合に不足額を申請するという内容です。
このことから、過剰な申請とならないようにご注意願います。
- 今回の申請にあたり、作成いただく事業計画並びに収支予算書は、**本会からの活動費交付を受けて実施する事業のみを記入**いただくこととなりますので、ご注意ください。